

京都市告示第165号

介護保険法（以下「法」という。）第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第115条の14の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成19年7月31日

京都市長 榎本 頼兼

事業所名称(介護 保険事業所番号)	事業所所在地	届出者	サービスの 種類	廃止年 月日
小規模多機能型 居宅介護事業所 醍醐の家ほっこ り(269090 0036)	伏見区醍醐南里 町30-1	社会福祉法 人京都老人 福祉協会	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	平成 19年 6月1 日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)